

群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成 19 年 2 月 19 日

条例第 15 号

改正 平成 19 年 8 月 28 日条例第 29 号

平成 21 年 2 月 13 日条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 21 条例 6 ・ 一部改正)

(報酬の額)

第 2 条 報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給)

第 3 条 報酬を年額で受ける特別職の職員には、その職について日から報酬を支給し、その職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。ただし、日を同じにして職に異動を生じたときは、その日の翌日から新たな職に対する報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第 4 条 年額報酬は、毎年度末に支給する。ただし、前条に規定するその職を離れたときは、その日の属する月又はその翌月に支給する。

2 日額報酬は、職務に従事した日数に応じてその都度支給する。

(平 21 条例 6 ・ 全部改正)

(費用弁償)

第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和38年群馬県条例第24号)第19条、第20条、第21条及び別表第1の規定を準用する。

3 特別職の職員(広域連合長及び副広域連合長は除く。)が招集に応じ職務に従事したときは、交通費を支給する。この場合において当該交通費の額は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年広域連合条例第14号)別表第2の規定を準用する。ただし、公用車(広域連合を構成する市町村の公用自動車を含む。)による場合の交通費は支給しない。

4 前3項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(平19条例29・平21条例6・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日条例第 26 号）

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 28 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 13 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例第 4 条の改正規定及び第 2 条中群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 4 条の改正規定 平成 21 年 4 月 1 日
- (2) 第 1 条中群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第 2 の改正規定（「、富士見村」を削る部分に限る。） 平成 21 年 5 月 5 日
- (3) 第 1 条中群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第 2 の改正規定（「、吉井町」を削る部分に限る。） 平成 21 年 6 月 1 日

別表（第 2 条関係）

（平19条例26・平21条例6・一部改正）

職名	報酬の額
広域連合長	年額 60,000 円
副広域連合長	年額 48,000 円
監査委員（識見を有する者）	日額 8,000 円
監査委員（議員）	日額 4,000 円
選挙管理委員	日額 5,000 円
公平委員	日額 8,000 円
情報公開及び個人情報保護審査会委員	日額 8,000 円